

重要事項説明書

地域密着型通所介護・介護予防通所サービス（第1号通所事業）

1. 法人の概要

法人名	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブばんじい
代表者職氏名	理事長 折原 佐知子
所在地	神奈川県川崎市中原区木月3-5-32 杵臼パレス202号室
電話番号	044-455-2770
FAX 番号	044-455-2767
業務概要	訪問介護サービス事業 介護予防訪問サービス事業（第1号訪問事業） 居宅介護支援事業 地域密着型通所介護事業 介護予防通所サービス事業（第1号通所事業） 独自事業（生活支援サービス） 障がい者福祉サービス事業 川崎市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

2. 事業所の概要

事業所名	ふれあいデイ ばんじい
所在地	神奈川県川崎市中原区木月3-5-32 杵臼パレス102号室202号室
電話番号	044-750-9530
FAX 番号	044-455-2767
管理者	和田 直子
介護保険指定事業所番号	1495200428
指定年月日	平成30年9月1日
サービス提供地域	川崎市中原区、幸区北加瀬、高津区明津・子母口・千年 ・千年新町

3. 事業所の職員体制

職 種	人 員
管理者	1名（常勤1名）
機能訓練指導員および看護師	3名（非常勤3名）
生活相談員	5名（常勤1名、非常勤4名）
介護職員	27名（常勤1名、非常勤26名）

4. 営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日、祝日 土曜日、日曜日、年末年始（12/29～1/3）は休業。
営業時間	9：00～17：00
サービス提供日	月曜日、火曜日、水曜日、金曜日
サービス提供時間	10：00～15：30

5. 利用者負担金

- (1) サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。
- (2) 利用者負担金は、月1回定められた日に、ご指定の金融機関の口座からの引き落としとしてお支払いいただきます。

6. サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかにご連絡ください。

連絡先 (電話) : 044-750-9530

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、遅くとも前日の17:00までにはご連絡ください。当日のキャンセルの場合は、すでに準備をした食費850円はお支払いいただきますのでご了承ください。

7. 通常の事業の実施地域

川崎市中原区全域、高津区明津・子母口・千年・千年新町、幸区北加瀬

8. 事故発生の防止対策及び事故発生時の対応方法

- (1) 通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、まずは管理者に報告します。その日のうちに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じ対応します。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (3) 損害賠償については、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入している保険（あいおいニッセイ同和損保介護保険・社会福祉事業総合保険）の範囲内でその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先 1	氏名 (続柄) 連絡先
緊急連絡先 2	氏名 (続柄) 連絡先

10. 非常災害時の対策

- (1) 非常時対策に備え、年2回以上防災訓練を実施するとともに、災害時マニュアルを整備し速やかな避難ができるようにします。
- (2) 災害時は、利用者に最寄りの避難所へ避難していただき、家族へ連絡をします。また事業者の職員の協力を仰ぎ対応します。

11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1) 利用者アンケート調査、意見箱等、利用者の意見等を把握する取り組みの状況取り組んでおりません。
- (2) 第三者による評価の実施状況実施しておりません。

1.2. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに対する利用者や家族からの相談や苦情については、事業者で対応します。

担当窓口 管理者 和田 直子	電話番号 044-750-9530 FAX 番号 044-455-2767 対応時間 9:00~17:00 (月~金・祝日を含む)
-------------------	----------------------------------------------------------------------------

(2) 次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

川崎市介護保険窓口 川崎市健康福祉局 (長寿社会部介護保険課)	所在地：川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2678
中原区 高齢・障害課	所在地：中原区小杉3-245 (中原区役所) 電話：044(744)3136
高津区 高齢・障害課	所在地：高津区下作延2-8-1 (高津区役所) 電話：044(861)3269
幸区 高齢・障害課	所在地：幸区戸手本町1-11-1 (幸区役所) 電話：044(566)6689
神奈川県国民健康 保険団体連合会	所在地：横浜市西区楠町27-1 電話：045(329)3447 FAX：045(329)3446 苦情専用：0570-022110

1.3. 事業者からの解約について

事業者は、職員の心身に危害が生じ、または生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生または再発性を防止することが著しく困難である等により、利用者に対しての介護サービスを提供することが著しく困難になった場合は、介護サービスを解約することができます。

この場合、事業者は、居宅介護支援事業所または保険者である市区町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

1.4. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員、または当事業所の担当者へご連絡ください。

1.5. ハラスメント対策に関する事項

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者及び利用者家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- (3) 事業者での対応

事業者受付	電話番号 044-750-9530 管理者 和田 直子 FAX 番号 044-455-2767 担当者 和田 直子 対応時間 9:00~17:00 (月~金・祝日を含む)
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 公的機関における対応

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課	電話：045-211-7380
かわさき人権相談	電話：044-200-3459

16. その他運営に関する重要事項

- (1) 従業員の資質向上のため研修（人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年12回以上
- (2) 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (3) 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との就業契約の内容とする。
- (4) 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- (5) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した日から5年間保存する。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブぱんじいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、同意を得て交付しました。

事業者 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ぱんじい

事業所名 ふれあいデイ ぱんじい

説明者 和田 直子 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、交付されました。内容に同意します。

利用者 氏名 印

代理人または立会人 氏名 印

2024.6

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブぱんじい

「ふれあいデイ ぱんじい」

地域密着型通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブぱんじいが開設する地域密着型通所介護事業「ふれあいデイ ぱんじい」(以下「事業」という)の適正な運営及び利用に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護サービス(以下「通所介護サービス」という)を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が、可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行い、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する通所介護サービスは、介護保険並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 6. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護サービスを提供する。

(事務所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ふれあいデイ ぱんじい
- (2) 所在地 神奈川県川崎市中原区木月三丁目5番32号
ホワイトパレス102号室、202号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事務所に勤務する職員、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(他の職務と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らもサービスの提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員(兼務) 5名
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 介護職員(兼務) 27名
介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (4) 機能訓練指導員(兼務) 3名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日を含む)
但し、年末年始(12月29日から1月3日)は休日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
サービス提供曜日 月曜日 火曜日 水曜日 金曜日
サービス提供時間 午前10時00分から午後15時30分

(利用定員)

第7条 1日の定員は、地域密着型通所介護サービスと介護予防通所サービスを合わせて7人とする。

(通所介護サービスの内容)

第8条 通所介護サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ①排泄の介助
 - ②移動の介助
 - ③養護(休養)
 - ④その他必要な身体の介助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。
 - ①日常生活動作に関する訓練
 - ②レクリエーション(アクティビティ・サービス)
 - ③グループワーク
 - ④行事活動
 - ⑤体操
 - ⑥個別機能訓練
 - ⑦趣味活動
 - ⑧心身機能向上のための外出
- (4) 送迎サービス
送迎サービス専用車両により送迎を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅において入浴が困難な利用者に対して、入浴サービスを提供する。
 - ①一般浴槽による入浴
 - ②介助の種類(必要に応じて行う)
 - ア.衣類着脱
 - イ.身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ.その他必要なサービス
- (6) 食事サービス
 - ①準備、後始末の介助
 - ②食事摂取の介助
 - ③その他必要な食事の介助
- (7) 相談、助言等に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、及び助言を行う。
 - ①日常生活動作の訓練の相談、助言
 - ②福祉用具の利用法の相談、助言
 - ③その他必要な相談、助言

(通所介護サービス計画の作成等)

第9条 通所介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護サービス計画書を作成する。又、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護サービス計画書を作成する。

2. 通所介護サービス計画書の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画を説明し、交付、同意を得る。
3. 利用者に対し、通所介護サービス計画書に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護サービスの利用料等)

第10条 通所介護サービスの利用料の額は、介護報酬額の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
送迎距離 片道おおむね10km未満 300円
 - (2) 食費 食事1回分につき 850円(おやつ代含む)
 - (3) おむつ代 利用を希望される方は実費。
 - (4) 生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。
2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又、併せてその支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
 3. 利用の支払いは、自動口座引落(指定の金融機関の口座から月1回引落)により受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、川崎市中原区全域、高津区明津・子母口・千年・千年新町、幸区北加瀬とする。

(サービス提供記録の記載)

第12条 通所介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護サービスについて、利用者に代わって支払を受ける介護報酬額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第13条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員、または当事業所の担当者へご連絡する。

(ハラスメント対策に関する事項)

- 第14条 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指す。
2. 利用者及び利用者家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

3. 事業者での対応

事業者受付	電話番号 044-750-9530 管理者 和田 直子 FAX 番号 044-455-2767 担当者 和田 直子 対応時間 9:00~17:00 (月~金・祝日を含む)
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 公的機関における対応

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課	電話：045-211-7380
かわさき人権相談	電話：044-200-3459

(秘密保持)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 提供した通所介護サービスに関する利用者や家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置し、当該相談苦情の受付日やその内容を記録し、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する通所介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 通所介護サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。
3. 従業者に年1回の健康診断を義務付け、その証明を提供させる。

(事故発生の防止対策及び事故発生時の対応方法)

第19条 通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、まずは管理者に報告する。その日のうちに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じ対応する。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずる。
3. 損害については、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入している保険（あいおいニッセイ同和損保介護保険・社会福祉事業総合保険）の範囲内でその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第20条 通所介護サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を拘束するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2. 通所介護サービス提供中にやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項について記録する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決するための指針に基づき、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する担当者を選定し、委員会を設置すること。
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(感染症対策に関する事項)

第22条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第23条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第24条 通所介護サービス提供中に、利用者の心身の状況の異変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第25条 通所介護サービス提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な処置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 従業者の資質向上のため研修（第20条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年12回以上
2. 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
5. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した日から5年間保存する。
6. 利用者等の意見を把握する体制。第三者による評価の実施状況等
 - (1)利用者アンケート調査, 意見箱等, 利用者の意見等を把握する取り組みの状況
取り組んでおりません。
 - (2)第三者による評価の実施状況
実施しておりません。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブばんじいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成30年9月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年6月1日から施行する。
この規定は、令和4年11月1日から施行する。
この規定は、令和5年3月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。
この規定は、令和5年8月1日から施行する。
この規定は、令和5年11月1日から施行する。